

令和5年度 監査年間計画

令和5年3月30日

監査委員決定

1 市政を取巻く状況

本年3月の内閣府月例経済報告では、「景気は、一部に弱さがみられるものの、緩やかに持ち直している。」とされ、「先行きについては、ウィズコロナの下で、各種政策の効果もあって、景気が持ち直していくことが期待される。ただし、世界的な金融引締め等が続く中、海外景気の下振れが我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また、物価上昇、供給面での制約、金融資本市場の変動等の影響に十分注意する必要がある。」とされている。こうした社会情勢の中、市の財政状況は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響や景気の下振れによる税収等への影響が懸念されるとともに、物価高騰や社会保障関係経費の増加、今後の大規模公共施設の更新に係る対応など、行財政運営を持続していくための財源の確保が課題となっている。人口減少や高齢化の進行、デジタル技術を活用した新たな行政サービス需要の高まりなど、市政を取り巻く状況は、急速に変化し続けている状況にある。

令和5年度は、現在策定を進めている「第六次多摩市総合計画」が、年度途中よりスタートする年度である。また、市民の参画を得ながら、各分野の計画・方針について、策定又は改定作業等を本格化させるとともに、次の50年に向けて、新しい未来への基盤をつくる年度として、健幸まちづくりの更なる推進や、「気候非常事態宣言」を踏まえた環境負荷の低減に向けた取り組み、持続可能な行財政運営に向けた取り組みなどを推進していくものとしている。市は、市民に身近な基礎自治体として、市民が安全かつ安心して暮らし続けるための取り組みを、着実に推進することが求められている。

2 監査の基本方針

本市における監査等は、「多摩市監査基準に関する規程」及び、以下の方針に基づき実施するものとする。

- (1) 現在の市政が置かれている極めて厳しい財政状況の中、事務事業や予算執行が法令等に則り適正に執行されているかという合规性の観点をはじめ、正確性、経済性、効率性、有効性の観点から検証を行い、指摘又は意見し、改善を求めることとする。
- (2) 各部課の改善措置について、これまでの監査指摘や意見等が的確に反映されているか、再発防止の徹底が図られているかを適切に把握し、改善措置の実効性を確保するものと

する。特に、内部統制の観点から、指摘・改善措置等庁内で共有すべき事項についての周知及び具体的な取り組みについて、確認を行うものとする。

- (3) 監査の意義、監査の結果や改善状況について、全庁に広く周知して職員で情報を共有するとともに、市の公式ホームページ等の広報媒体を活用し、市民の視点に立って分かりやすい情報発信を行い、市政に対する市民の信頼確保に努めるものとする。
- (4) 効率的かつ効果的な監査が実施できるよう、組織目的の達成を阻害する要因の内容や程度を総合的に勘案し、影響の大きな事項や、以前からの監査指摘と同様の誤りが繰り返し発生している事項については、改善措置が有効に機能しているか、内部統制や相互牽制が機能しているかの観点から監査を行うこととする。また、監査を通じ、担当職員に気づきをもたらすよう、啓発的な取り組みや働きかけも行うものとする。
- (5) 個人情報について厳密な取扱いが求められている状況を踏まえ、個人情報を取り扱う事務・事業について、個人情報が条例、規則等に基づき適正に取り扱われているかという観点で監査を行うこととする。

3 実施する監査等の種類

令和5年度に実施する監査等は、次のとおりとする。それぞれの具体的な監査方法等については、別途、各監査等の実施計画において定めることとする。

- (1) 定期監査（財務監査及び行政監査）【地方自治法第199条第1項、第2項及び第4項】

市の財務に関する事務の管理、執行について、法令等に則って適正に処理されているかという合規性の観点をはじめ、正確性、経済性、効率性、有効性の観点に十分留意して実施する。

- (2) 財政援助団体等監査【地方自治法第199条第7項】

市が財政面等で援助している団体、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）を対象に監査を実施するとともに、所管部課が当該団体を適切に指導監督しているか監査を実施する。なお、財政援助団体等監査については、財政支出の政策的効果を検証する観点から、定期監査にあわせて実施する。

- (3) 決算審査、基金運用状況審査【地方自治法第233条第2項及び第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項】

ア 一般会計及び特別会計の決算審査、基金運用状況審査

市長から審査に付された決算書について、計数の正確性の検証及び分析を行うとともに、財務会計システムによる予算執行が法令等に沿って行われているかの事務処理状況と、財産管理の状況及び基金運用について適正に行われているか等を審査する。また、各事業が地方自治法の趣旨に沿って行われているかについても確認し、監査委員の意見を付す。

イ 下水道事業会計の決算審査

市長から審査に付された決算書について、計数の正確性の検証を行うとともに、下水道事業の経営成績及び財政状態について審査し、監査委員の意見を付す。

- (4) 健全化判断比率等審査【地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項】

市長から審査に付された財政健全化法に基づく健全化判断比率及び公営企業会計資金不足比率が適正に算定されているか、決算審査にあわせて審査し、監査委員の意見を付す。

- (5) 例月出納検査【地方自治法第235条の2第1項】

市の会計管理者及び多摩市下水道事業の管理者が管理する現金の出納について、毎月の計数を関係諸帳簿と照合確認し、現金の保管状況を検査するとともに、基金の出納状況及び保管状況を検査する。検査にあたっては、財政収支の状況を計数面から把握するとともに、決算審査へつながるような方向性を関係所管と共有し、重要事業の進捗等の確認を行う等の工夫を適宜組み入れながら、各監査等の一部として活用、関連性を持たせて実施する。

- (6) 住民監査請求に基づく監査【地方自治法第242条】

住民からの請求により、市の執行機関等による違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、関係法令等の定めるところにより監査を行う。

- (7) その他法令に基づく監査

住民監査請求以外の住民の直接監査請求【地方自治法第75条】、議会の請求による監査【地方自治法第98条第2項】、市長の要求による監査【地方自治法第199条第6項】などの請求や要求に基づく監査については、その都度定めるものとする。

4 各監査、審査、検査の実施時期

区 分	監 査 対 象	予 定 時 期 等
定 期 監 査	第1回：健康福祉部（生活福祉課、保険年金課、介護保険課、障害福祉課（発達支援担当課長所掌事務を含む））	令和5年8月上旬～11月中旬
	第2回：健康福祉部（福祉総務課、健康推進課、健康センター、高齢支援課、健幸まちづくり推進室）	令和5年10月上旬～令和6年2月中旬
財政援助団体等監査	市が財政面等で援助している団体、公の施設の管理を行わせている団体（指定管理者）（※）	令和5年10月上旬～令和6年2月中旬
決 算 審 査 基金運用状況審査	一般会計、特別会計及び下水道事業会計、財産管理、基金の状況	令和5年6月中旬～8月中旬
健全化判断比率等審査	地方財政状況調査に基づく財政健全化に関わる財政指標、下水道事業会計資金不足比率についての審査	令和5年7月中旬～8月中旬
例 月 出 納 検 査	全会計、基金及び仮払金 下水道事業会計	毎 月 末
住 民 監 査 請 求	違法・不当な財務会計上の行為又は怠る事実	請求された時期
その他法令監査	請求対象の部局又は事務	請求された時期

※財政援助団体等監査の対象は、次の団体とする。

- ・多摩市社会福祉協議会
- ・多摩市シルバー人材センター
- ・多摩市立総合福祉センターの管理を行わせている団体（指定管理者）